

コミュニティを中心とした地域運営体制について

1 背景

少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化や価値観の変化等により、市民ニーズは複雑化・多様化しており、様々な地域課題について、今後、行政のみで対応することは困難であり、地域の力がますます重要になってくる。

このような中で、コミュニティは、今後、持続可能な地域社会を構築するため、中心的な担い手として期待されており、コミュニティと町内会・自治会の役割の見直しをはじめとした地域運営のあり方や、コミュニティの基盤強化等の考え方を整理し、協働・共創によるまちづくりを一層進めていく必要がある。

2 コミュニティ、町内会・自治会及び市の現状と課題

(1) コミュニティ

ア 現状

(ア) 本市には、昭和53年（1978年）に初めて設立された緑陽コミュニティから、平成11年（1999年）に12番目に設立された渡内コミュニティまで、12コミュニティがあり各種事業を展開している

(イ) コミュニティは、町内会・自治会を中心に、子ども会、PTA、シニアクラブ等の各種団体から選出された役員で組織を構成している。

(ウ) 地域住民の代表としての意見を市政に反映するため、各種審議会等の委員を選出している。

(エ) 地域住民のふれあいや交流の機会として運動会や盆踊り等の実施、地域における安心・安全を確保するため防災訓練等を行っている。

(オ) 公民館・市民館等を拠点とし、各種事業を展開するとともにコミュニティを運営するための事務等を行っている。

(カ) 一部のコミュニティにおいては、各種事業の企画立案や運営等にあたり、規模等の大きな町内会・自治会の協力が不可欠な状況となっている。

イ 課題

(ア) コミュニティを安定的かつ継続的に組織運営するうえで、要となる事務局の担い手が固定化していること、また、次の担い手の育成に苦慮している。

(イ) 各種事業の企画立案をはじめ準備等に伴う会長等の役員の負担が大きく、

役員の成り手がなかなかみつからない。

- (ウ) 一部のコミュニティでは、自治会活動の現状維持で精一杯となった自治会が活動に不参加となり、組織運営上で支障をきたしている。
- (エ) 地域課題の解決や自主財源の確保等、主体的な地域運営体制を構築するうえでの専門的知識や経験等が不十分である。
- (オ) 役員に負担をかけないよう配慮等することにより、実施事業の成果や課題を十分に共有できないためマンネリ化している事業もある。
- (カ) 少子高齢化に伴う会員の高齢化、価値観やライフスタイルの多様化等に伴う人間関係の希薄化の影響により、事業の参加者を確保することが困難になりつつある。
- (キ) 幅広い世代の地域住民が集い地域課題を主体的に解決することができ、かつ、コミュニティを安定的に運営するための事務局機能を備えた活動拠点がない。
- (ク) コミュニティの組織運営にあたり、正副会長や事務局等の役員に適正な賃金等が支払われていないため、人材確保が困難になっている。

(2) 町内会・自治会

ア 現状

- (ア) 本市には、114の町内会・自治会があり、令和2年（2020年）4月1日現在、加入率は55.95%となっている。
- (イ) 町内会・自治会は、各地域の現状に合わせて、お祭り、盆踊り、集会所管理や資源回収等を実施している。
- (ウ) 町内会・自治会から行政協力員を選出し、防災、防犯及び福祉等の市からの依頼事項等の窓口となるとともに、関係事業を多岐に渡り実施している。

イ 課題

- (ア) 町内会・自治会の加入率は、平成22年度（2010年度）は、67.93%であったが、年々低下し、令和2年度（2020年度）は、55.95%となっており、事業等の継続や組織の存続が困難な町内会・自治会もある。
- (イ) 各種事業の企画立案をはじめ準備等に伴う会長等の役員の負担が大きく、役員の成り手がなかなかみつからない。（再掲）
- (ウ) 少子高齢化に伴う会員の高齢化、価値観やライフスタイルの多様化等に伴

う人間関係の希薄化の影響により、事業の参加者を確保することが困難になりつつある。(再掲)

(エ) 市をはじめ各種団体からの依頼事業が増加しており、役員等が町内会・自治会を運営するうえで負担となっている。

(オ) 役員に負担をかけないよう配慮等することにより、事業等の成果や課題を共有できずにマンネリ化している事業もある。(再掲)

(カ) 町内会・自治会へ加入することに、魅力を感じられない住民が増えてきている。

(3) 市

ア 現状

(ア) 町内会・自治会に対し、市との連絡や依頼事項を取り扱ってもらうため、行政協力員を委嘱している。

(イ) 事業展開する中で、町内会・自治会に依存している傾向が強い。

(ウ) コミュニティ、町内会・自治会に対し、各種補助金・交付金による経済的支援を行っている。

イ 課題

(ア) 簡素で効率的・効果的な市政運営を継続していく中で、将来的には、市が中心となり市民サービスの水準を維持することが困難になる。

(イ) 市民ニーズは複雑化・多様化してきており、これまでのような市における公平・均一的なサービスでは対応できない課題が生じてきている。

(ウ) 地域に足を運び住民と接する機会が減少しており、地域住民との信頼関係が十分に構築することができず、地域の実情やニーズ等を正しく把握できていない場合がある。

3 コミュニティを中心としたこれからの地域運営の方向性

(1) 市の考え方

町内会・自治会は、同じ地域に暮らす縁によって自主的に組織された団体であり、お祭りや地域清掃等の活動に加えて、市や各種団体からの依頼事項等の増加、会員の高齢化の進行や加入率の低下等により、組織が疲弊した状況となっている。

一方で、昭和53年(1978年)から順次設立されてきたコミュニティは、町内会・自治会を中心に、子ども会、PTA、シニアクラブ等と連携・協力し、

地域のふれあい・交流に関する事業等を継続的に展開する中で、当初の設置目的を達成できたコミュニティもでてきており組織として新たな役割が期待されている。

このようなことを踏まえ、今後の地域運営においては、第6次総合計画で掲げる「地域が主役となって、まちづくりを進めている」というめざすまちの姿の実現に向けて、自助・共助・公助の相互連携を基盤に、コミュニティ、町内会・自治会等の地域をはじめ市や各種団体など多様なまちづくりの主体が、それぞれ果たすべき責任と役割を明確にするとともに、相互に補完し、協力して進めていく必要がある。

本市としては、地域住民に身近な小学校区単位であること、町内会・自治会、子ども会、PTA、シニアクラブ等の地域内における各種団体を中心に構成されていること、また、これまで進めてきた協働・共創のまちづくりにおける様々な知識やノウハウ等を蓄積していること等を踏まえ、多様化する市民ニーズや新たな地域課題に対して柔軟かつ適切に対応できるようにするためコミュニティを今後の地域運営における重要なパートナーとして位置づける。

(2) コミュニティ、町内会・自治会、市の役割分担の明確化

ア コミュニティ

コミュニティは、協働・共創のまちづくりを推進するための市の重要なパートナーとして、地域住民の交流の推進をはじめ、地域の特性、その強みや弱みを把握し地域福祉や防災等の様々な分野の課題解決に向けて主体的な取り組みが求められる。また、地域課題の解決に向けては、町内会・自治会をはじめ各種団体等と連携・協力を強化し、自主・自立した活動が求められる。

イ 町内会・自治会

町内会・自治会は、お祭りや財産管理等の地縁組織としての活動を基本に、隣近所を中心とした助け合いや支え合い等を進めるとともに、コミュニティの主要な構成団体として、地域課題の解決に向けたコミュニティへの協力が期待される。

ウ 市

市は、コミュニティ、町内会・自治会の負担軽減に向けて、地域へ依頼している各種事業等を見直すとともに、コミュニティの自主性や自立性を尊重し、

手上げ方式により、地域の状況に応じた「ヒト・モノ・カネ」という視点からの支援を行い、主体的な地域づくりを推進する。

(3) コミュニティに求められる取組み

ア 地域活動の新たな担い手の発掘と地域を牽引するような人材の育成

地域の状況に応じて潜在化している様々な分野の人材が活躍できる場を提供するとともに、次代を担う若い世代が地域づくりに興味・関心を持ち積極的に関わることができる機会を創出し、主体的な地域活動の継続と新たな地域のリーダーの発掘・育成を図る。

㍑ 多様化する市民ニーズに対応するための組織運営体制の整備

イ) 市の各種業務の地域への移譲と事務局員等の地域における雇用創出

イ 子ども会、PTA、シニアクラブ等の構成団体との連携・協力の強化

コミュニティを構成している子ども会、PTA、シニアクラブ等の連携・協力をさらに強化し、持続的かつ安定的な組織運営体制を整備するとともに、様々な地域課題の解決を図る。

ウ 地域特性に応じた活動拠点における地域活動の展開

(仮称) コミュニティセンターは、新たな地域の活動拠点として、コミュニティの事務局を設置し、地域が自ら施設の管理運営を行えるようにするとともに、各地域で直面している課題の解決をはじめ、安心・安全の確保と活力の創出につながる取組みを企画・立案等していく。

エ 市民生活に密着した地域課題への取組み

各コミュニティにおいて地域の特徴や課題は一様ではないため、日常生活から有事の際まで、多岐にわたる地域課題と解決に向けた主体的な取組みを、地域の状況に応じ必要な事項について実践していく。

(主な参考例)

㍑ 少子高齢化及び核家族化社会への対応（民生委員、子ども会、PTA、シニアクラブ等の役員の負担軽減）

a 地域における高齢者の見守り活動等の体制整備

b 地域内の敬老行事に関する共同開催の推進

c 地域運動会について学校運動会との合同開催

d 地域の実情やニーズにあわせた組織的な地域支え合い活動の展開

(イ) 防災・防犯・交通安全等、地域住民の安心・安全に対応する取組み

- a 災害時に機能するようなコミュニティを単位とした防災体制の整備
- b 犯罪や交通事故被害防止に向けた地域安全パトロールの実施
- c 空き家、道路及び側溝の点検や通報

(ウ) 地域交通問題等への対応

地域内を循環し買い物弱者や一人暮らしの高齢者を支援できるような地域バスの導入

オ 誰もが関わりを持つことができる魅力ある地域活動の推進

地域住民の年齢区分や就学、就職、結婚、子育て、退職等の生活段階の変化による地域への帰属意識の希薄さ等へ対応するため、地域の魅力等を効果的に情報発信するとともに、負担感がなく誰もが気軽に地域活動へ参加できるような環境の整備を行う。

カ 町内会・自治会事業とのすみ分けによる負担軽減

コミュニティによって実施事業は異なるが、地域の状況や町内会・自治会との協議等を踏まえ、小学校区というスケールメリットをいかし、効率的・効果的に実施できる事業については、コミュニティ単位による開催方法等を検討・実施し各団体の負担軽減等を図る。

(4) 地域を支援する市の取組み

ア 地域力のさらなる向上と人材育成を図るための職員派遣

職員を（仮称）コミュニティセンターへ派遣し、地域の現状、課題及び住民ニーズ等を把握するための機会とするとともに、主体的に地域づくりへ取り組む現場を通じて職員の資質向上につなげる。また、地域課題の解決に向けて、市が持つ知識や経験が求められる場合は、地域とのパイプ役である職員を通じて必要な支援を行い、地域力のさらなる向上を図る。

イ 地域特性に応じた活動拠点の設置

コミュニティが地域運営の主体となり、協働・共創によるまちづくりを推進し、持続可能な地域社会の実現を図るため、地域の気運の高まりや状況に応じて、地区公民館・市民館の位置づけを見直し、（仮称）コミュニティセンターを設置する。

なお、（仮称）コミュニティセンターについては、児童館や敬老の家の機能集

約の検討を行うとともに、コミュニティの意向を確認等したうえで、既存の地区公民館・市民館の改修や新たな施設の整備等を行い地域の活動拠点とする。

ウ コミュニティへの各種補助金・交付金の統合化

コミュニティが直面している課題や、住民ニーズは各コミュニティによりそれぞれ異なっているため、地域の自主性・自立性の向上とコミュニティの創意工夫が十分に発揮できるよう、コミュニティ推進地区活動費交付金を基本に、可能な限りで各種補助金・交付金の統合化を図り、コミュニティと市の双方の事務負担を軽減するとともに、地域における主体的なまちづくりを推進する。

エ コミュニティ、町内会・自治会への依頼事業等の見直し

各種事業や道路工事等の周知を図るための町内会・自治会への回覧をはじめ、コミュニティや町内会・自治会に対する各種審議会の委員推薦や関係会議への出席に加えて、防災、防犯、福祉等の様々な分野にわたる事業の実施依頼をしており、コミュニティ、町内会・自治会の役割分担の明確化を契機に、地域への負担軽減を図るため依頼事業等の見直しを行う。

オ (仮称) コミュニティ推進員制度の創設

市政の円滑な運営及び住民福祉の増進を図るため、現在、町内会・自治会から行政協力員を選出してもらっているが、コミュニティを中心とした地域運営体制を整備するため、行政協力員の役割をはじめ選出方法や報償金の交付方法等をコミュニティ単位とする方向で見直しを行う。

カ 町内会・自治会への加入促進に向けた支援

町内会・自治会の加入を促進するため、現在、市として行っている転入者への加入案内用紙の配付をはじめ、広報とうかいによる地域住民への啓発、また、町内会・自治会加入促進マニュアルを必要に応じて町内会・自治会役員へ配付する等、引き続き町内会・自治会へ必要な支援を行う。